

令和4年11月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和4年11月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和4年11月25日（金曜日）
- 場 所 結城市役所 大会議室1
- 出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
田中昌希委員
- 教育委員会事務局
教育部長 飯田和美
指導課指導係長 弦巻文男、
生涯学習課課長 斉藤伸明、スポーツ振興課課長 宮本臣久、
学校教育課学務係長 小林洋一、同課学校再編係長 和泉田真

1 付議案件 なし

2 報告事項

- (1) 報告第15号 教育長報告について
- (2) 報告第16号 市内小学校での車両損傷に対する損害賠償の決定について
- (3) 報告第17号 常総市立水海道中学校夜間学級の運営等に関する「覚書」について

学務係長 よろしいでしょうか。お時間前ですが、傍聴希望者が本日はおりませんので始めたいと思います。

まず初めに、資料の確認をお願いいたします。事前にお配りしております議事日程通知、あとホチキス止めされております次第が表紙になっています、本日の定例会資料になります。それともう一つ、やはりホチキス止めの令和5年度向け定期人事異動方針説明会、こちらが表紙になっているものです。あと、A3二つ折りになってございます結城南中学校区新設校中間報告資料、こちらになります。最後に両面カラー刷りの結城シルクカップロードレース大会開催のチラシとなっております。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、定刻前ですが、開会したいと思います。

黒田教育長に開会宣言をお願いいたします。

教育長 では、本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年11月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指名いたします。中村委員にお願いします。よろしくをお願いします。

中村委員 はい。

教育長 それでは、本日、議案の審議がございませんので、早速、報告に入らせていただきます。

◎報告第15号 教育長報告について

教育長 まず、報告第15号 教育長報告について、私から報告いたします。

1ページをご覧ください。

報告第15号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和4年11月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

2ページをご覧ください。

こちらのほうで資料に沿って簡単に説明させていただきたいと思います。

1番、学校経営の正常化に向けてということで、校長先生にもこれはお出ししていますが、当事者意識と危機意識を持って対応していただきたいということで、今度の12月1日の校長会でもお話をさせていただきたいと思います。

白丸1つ目、第8波への備えとインフルエンザ等感染症対策についての備えということで、じわじわ増えてきているかと思えます。重症は報告されていませんが、増えてきていることは事実ですので、今までどおりの対応をしっかりとやるように指示していきたいと思えます。また、それに併せて、インフルエンザが同時に流行するんじゃないかということをおっしゃって

いますので、インフルエンザあるいはノロウイルス、そのほかの感染症対策につきましても、基礎・基本を徹底して対応するように、学校のほうには指示をしていきたいと思っております。

白丸2つ目です。交通事故・交通違反、児童生徒の登下校、あとは職員の出張時、特に30キロ制限区域での速度違反ということで注意するように指示していきたいと思っております。ぼつりぼつり、やはり子供たちの接触事故とか、あと先生方の追突とかもらい事故等報告されておりますので、こちらのほうは十分注意するように指示していきたいと思っております。

白丸3つ目です。不登校児童生徒の対応について。これは、今までどおり、SSW、スクールカウンセラー、「ゆうの木」との連携を図りながら対応していくように指示したいと思っております。

白丸最後です。働き方改革の再認識と徹底ということで、保護者への対応とか、あとはほかの職員への心遣い、気配りということをお話していきたいと思っております。あとは、何があってもとにかく健康第一だよということで、最近、先生方のお休みが多いような感じなんですね。コロナだけではなくて、精神疾患ももちろん入っているんですけども、それ以外にも何か体調を壊してお休みというのが多いような感じがします。そちらのほう、休むんじゃないということではなくて、健康管理をしっかりしてくださいということをお話していきたいと思っております。

続きまして、2番です。令和4年度定期人事異動教育長会議、5年度の人事について、令和4年度定期人事異動管内教育長会議についての報告です。

こちらのカラーの冊子、こちらは人事プラスそのほかのことも入っておりますので、後でご覧になっていただければと思います。

人事の方針については、この3ページのA4判をちょっとご覧になっていただけますか。学校では、まずこれが県から示される大本のものです。これを基にして今年度の人事を進めていくということになりますので、こちらのほうについて簡単に説明したいと思っております。

大本は変わっておりません。一番上の黒い四角の中、1、2、3も全然変わっておりません。変わっているところだけちょっと手書きで書かせていただいたものがあります。1番目の管理職、主幹教諭及び指導教諭への登用ということで、1番目のところで俗にいう校長試験、教頭試験の登用試験があるんですけども、今年度は1月14・15日の土曜・日曜に実施されます。本市からも後で正式に分かりましたら、もう一度、次の教育委員会定例会で報告をさせていただきたいと思っております。

そちらには、選考試験等を行った上、総合的に判定し、登用するとありますが、選考試験等が変わったんですね。去年までは何かといったら、「面接及び筆記試験を行った上」というのが「選考試験等」というふうに、何かこれはかなり意味が大きいことらしいんですね。確かにああそうだなと思うんですね。選考試験等を行った上で総合的に判定し、登用していきま

すよということですね。

令和4年度、今年行った校長試験、教頭試験というのは、各学校で総数で3人までですよというルールがあったんですね。今年度、つまり、令和5年度は、おおむね3人でいいですよというふうに変わっているんです。来年度からはもう制限なし、受けたいと言えば、5人でも6人でもどうぞという、そういうふうになっていくと。もちろんそれだけ受かるわけはないと思うんですけれども、そういう制限、いろいろな人に試験を受けてもらいたいということで、そういうふうに変わっているというのが、それが変更点だそうです。そのほかは大体変わっていません。

あと、一番下のところでちょっと書いてあるんですけれども、教育長及び学校以外の教育機関への採用について、2番の管理主事等の職への採用ということで、管理主事、社会教育主事、指導主事、文化財保護主事というふうにあります。これは大体、管理主事はおおむね15年以上の経験を有する者で、全部そのとおりなんですけれども、特に社会教育主事とか指導主事というのはおおむね13年、あと文化財保護主事もおおむね13年以上というのが全部あるんですけれども、こちらのほうを来年度からは変更したいということと言われて、今年度はとにかくこれでやりますよということなんですけれども、そこまでいかなくても、若手をどんどん登用していきたいという考えのようです。ですから、おおむね13年なので、10年経験者もおおむね13年には入ってくるという、そういう考え方のようです。

そのほかは変わってないということで説明を受けました。今年度も、一番下のように、退職勧奨は実施しますよということと言われてきております。それが大体の変更点です。

では、もう一回、2ページのほうをご覧ください。

そういうことで、管理職、行政職への登用については、そういう決まりがあって、去年に付け加えられた学校改革への意欲があるという、そういう文言で意欲を見せてくださいねということ言われているものであります。

(2)の教職員の配置替えというのは、大体これも毎回同じですね。同一校6年以上、同一地教委おおむね10年以上は積極的に配置替えを行うというのは、これは変わらないことです。今年特に言われていますのは、旧猿島郡の古河市・境町・五霞町、そちらの方への異動希望をどんどん出してくださいということを今年は特に積極的にお願いしますと言われてるので、結城市としましても、各学校の校長先生に積極的に出させてくださいねと言っているんですけれども、ほとんど出てこないというような状況なんです。

ですので、人事って意外とこれは物々交換というか、人と人の交換で成り立つところがあるものですから、確かにやはりそれは不公平だなという感じはします。だったら、そんな異動希望には、計画異動に挙がっている

人には4か所、4つの場所を希望で書くことができるんですけども、大体一番左が第1希望だと思うんです。一番左から1、2、3、4とあって、一番右に書いているのは第4希望と取られちゃうんですけども、そういうのは全く関係なく、一番右に書いても、一番左に書いても、希望で同じですよというふうに言われているんですけども、だったら、もうそんな異動希望なんか全くなしにして、60キロ以上通勤しろとは誰も言っていないんですから、だったらそれで勝手にやっちゃおうという手もあるんですけども、それもまずいかなということもあるし、いろいろ難しいところがあって、異動には、大体60キロというので、それ以上は行かないようにはしているようです。

その他のところで、また今年も主幹教諭、指導教諭を登用しますよということ言われています。あと、再任用はご覧のとおりです。令和5年度退職者から役職定年が始まるということです。以降、段階的に定年になるということです。現在の状況、まだこれから変わりますけれども、定年退職者が校長3人、教諭5人、事務1人。あと、こちらちょっと訂正があります。勸奨退職1人、実は、栃木県の採用試験に受かって、茨城を辞めて栃木県に行くということで退職になります。なので、勸奨退職かなと思って確認したら、それは勸奨ではなくて普通退職ということで、それで向こうで全部退職金も出て、継続になるということです。もう一人、教諭で勸奨退職者が1人出ています。そういうような状況です。

あと、参考に来年度から、現在、小学校の35人学級を段階的に移行して進めているんですけども、令和5年度から今度は、今年は小学生3年生まで35人学級になっていますが、来年度から今度は4年生を35人学級ということで、だんだんに35人学級に移行していくということになっています。

以上、定期人事異動についてです。

3番目です。行事につきましては、そちらに書いてあります。

12月4日、市内の音楽祭、音楽発表がアクロスであります。

12月6日火曜日に谷口たかひささんということで、SDGsとかいろいろなことをやっている、かなりいろいろなところで好評な方です。この方が結城市にいらっしゃって、午後に東中でそういう環境問題についての校内講演会を行い、午前中は、午前9時45分から結城市公民館で講演をなさるとのことなので、もしお時間あったら、無料で見られますので、行っていただければどうかなということです。私もどちらも行かせていただきたいと思います。

12月7日に学警連があります。

来年なんですけれども、1月7日が「はたちのつどい」ということで、これは生涯学習課で進めております。

あと、1月8日が消防出初式、中学校の校長先生全員参加で、今年度は結城中学校の吹奏楽部にお骨折りいただくということになっているようです。

す。学校閉庁日が12月27・28日、火・水が閉庁日になっております。

年明けてすぐに、県立中等教育学校の入試が1月7日にあります。土曜日です。

参考としまして、表彰等、非常に子供たち頑張ってくれていまして、特に江川北小学校1年生の交通安全年間スローガンこども部門、文部科学大臣賞に入ったと。4万2,000点の中から1等賞になったということで、稲葉さんという子ですが、それが来年度の交通安全の年間スローガンになるそうです。とてもすばらしいと思います。

あとは、2番の結城市議会第4回定例会がそちらの予定で入っております。

早口ですみません、私のほうからは以上でございます。何かご質問等ございましたら、お願いします。

中村委員。

中村委員 ちよっと行事のところでお話を聞きそびれちゃって。12月4日の結城市文化祭音楽発表会、これはちよっとイメージが湧かない。これはどこの主催の。

教育長 斉藤課長。

生涯学習課長 それは、結城市文化協会の加盟団体で音楽部門の合同発表会でございます。

中村委員 分かりました。

生涯学習課長 大人の方の。主催は文化協会です。

教育長 よろしいですか。またもしありましたら、後でご質問いただければと思います。

ありがとうございます。では、報告第15号については終了いたします。

◎報告第16号 市内小学校での車両損傷に対する損害賠償の決定について

教育長 次に、報告第16号 市内小学校での車両損傷に対する損害賠償の決定について、事務局からお願いします。

学務係長 資料4ページをご覧ください。

報告第16号 市内小学校での車両損傷に対する損害賠償の決定について。

上記のことについて、下記のとおり報告する。

令和4年11月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

こちら事故の概要なんですけど、令和4年7月5日午前9時頃、江川北小学校北門付近におきまして、職員が刈払機で除草作業を行っていたところ、そのときに石が跳ねて、たまたまちょうど道路を走行していた車両にぶつかり、損傷を与えたものでございます。

損害賠償につきましては、市側の責任割合を100%とする示談が成立しまして、令和4年10月6日に代車費用を含む51万6,344円の損害

賠償額を決定したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険により支払われてございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

その件につきまして、何かご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

今、刈払機でというお話だったんですが、これは奉仕作業ではなくて、職員の方が作業されていてということなんですか。

教育長

事務局。

学務係長

学校の先生が行っておりました。

岩崎委員

すみません、もう一ついいですか。

教育長

はい、岩崎委員。

岩崎委員

刈払機で石が跳ねてということだったんですけども、相手の方の車って相当高級車だったんですかね。

学務係長

相手の方の車は日本車なんですけど、ちょうど当たったところがフロントガラス、あとボディの前方、後方にぶつかったということで、フロントガラスをそっくり取替え、またそれに伴ってちょっと一部、外さないといけない部品が出てきたということで、かなり高額に今回はなっていました。

岩崎委員

そうですね、ちょっと石が当たったぐらいじゃ、随分高額だなと思ったものですから。ああ、そうですか。じゃ、仕方ないですね。分かりました。

教育長

仕方がないというのは、やはりこれ、学校の不注意として受け止めてもらわないと、これからも多分同じことがあると思うんですね。道路清掃でも、道路の刈払いなんかやっているときは、必ずこうやって何か持つじゃないですか。それはもう特に道路側とかをやるときには、学校でもそれをきちんとやってくれということとは指示してあります。毎回毎回、30万、40万、50万支払うのは容易じゃないので、それだけ注意して、ただやっていたらいいというんではないということで、意外と私もそうなんですけれども、昇降口の前辺り、刈払いをガーガーやっているんで、石が飛んででっかい昇降口のガラスを割ったこともあるんです。だから、やはりもうちょっと、それはもう子供たちのけがにつながらなかったから、あるいは今回の自動車に乗っている方がけがしなかったからよかったものの、いつ何どきそうやってけがとかにつながるか分からないので、やはりやるときには慎重にやってくれということで、学校のほうには指示しました。

中村委員

それと、今の話の関連で、この江川北小だけの問題じゃなくて、これは厚意でやってはいるんだけど、それでもやはり注意を、今、教育長が言われたように、やはり注意を払って、子供ももちろんですよ、外部のそういう車等にももちろんそうです。これは全小中学校に関係あることと、あと私、思い出したのは、これは今ちょっとやっていないのかもしれない

んですが、夏のいわゆる薬剤散布による除草は、これ、やっていますよね、学校。やっていないですか。

教育長

薬剤散布はやってます。

中村委員

薬剤散布で除草、要するに除草剤をまくんですよ。そのときかなり、私の経験だけでも、保護者の方にはかなり敏感な方もいて、子供がいるのに何でやるんだというお叱りを受けたことがあるんですね。だから、なかなか難しいんですけども、除草剤散布をするときに、まず子供がいない、風下にいるとか、まずそんなことはないと思うんですが、あとは除草剤を散布した後、何らかのかたちで子供たちにしたよ、ということ为例えば周知するとか、何かそういうことをやらないといけないなと思ったことがあるんです。それで、結局、どうするかというふうに考えたときに、やはり薬剤散布しないと、とてもじゃないけれども草刈りは間に合わないということなので、十分気をつけてやった記憶があるので、その辺も今、時期ではないんですけども、併せて何かでそういった共通理解を図っていったらいいかなと思いますね。

教育長

中村委員がおっしゃられたこと、本当にそうだと思います。市役所では公園に散布をしたときには、何月何日にまきましたとか、ちゃんと看板が出ていますよね。あのくらいにやはり学校の現場のほうでも、きちんと対応しなきゃいけないなと本当に私も感じるところです。併せてそれは指示をしていきたいと思います。

ほかいかがですか。

岩崎委員。

岩崎委員

今は、学校の保護者の奉仕作業というか、ああいうのはやはりやられているんですか。

指導係長

実施はしております。

岩崎委員

そうすると、私が以前、本部でやったときは、当然、刈払機とかも持っている人はみんな持ってきてもらって、学校内もそうですけれども、学校周辺のところももちろんこれでやったわけですけども、今後はやはりこういうのに注意して、ガードか何かやってもらうという、そういう指導というか、学校のほうで奉仕作業のときにもそういう注意をということで管理していただかないといけないのかなと。

教育長

そうですね。特に奉仕作業活動で刈払機を必ず持ってきてくださる保護者の方がいらっしゃるしますので、そちらも徹底していきたいと思います。

中村委員

あわせて、高い木の枝切り、あれ危険、それも経験があって、何も起こらなくてよかったという、素人でしょう、結局、PTAの作業って。機械はどこからか借りてくるとか、バケット車というのかな、あれは。

岩崎委員

高所作業車ですね。

中務委員

うん。それは自分のじゃなくて借りてきてやるんですけども、そのバケット車を使用するのも素人、それを使って作業するのも素人。それで、ケヤキを、これは南中での話なんだけれども、ケヤキが周りにたくさんある

でしょう。あのケヤキのこんな太い木の枝を落とすのに振り回されたんですよね。吊るしたんだけど、吊るしてみたものの、切った後、じゃその切った後の木はどう行くかというのをその判断予測がずれたのかな、それでももう少しであおりを食うところだったという、そういうのがあったんですよ。あれ、一発で行っちゃいますよね。だって、太さがこんなですから、切ったやつが。吊るすやつが反動でこういうふうに来たんですよ。

だから、そういうのも本当はそこまでを奉仕作業に委ねるか、それはちょっと論外ですよ、やめたほうが。だから、その辺をきちんと、甘えちゃってやってくれるというとうれしくなっちゃうんだけど、それは危ないと思います、あれは。そこまでの奉仕は求めなくてもいいかなと思う。

教育長

おとし、3年前かな、私の同級生の校長がやはり脚立で木をチェーンソーで切って、チェーンソーってバーンとなるじゃないですか。なって、後ろへ頭から落下して、首の骨を折って3日後に亡くなったと。だから、以前もそうなんですけれども、絶対に危ないことはするんじゃない、させるんじゃない。電球取替え、これもやる時には1人じゃなくて、何かに乗るときには必ず押さえると。無理な高いところの電球取替えは、これはもうやらなくていいと。それは奉仕作業のときにも、あの事件から徹底はしているつもりなんですけれども、もう一回その辺もやはりきちんと言わないと、平気でそれをやっちゃうので、それももう一回、再度確認していきたいと思います。

中村委員

意外とそういうことで考えていくと、職員もそうだし、素人で作業を安易にやろうとしちゃうんですよね。でも、それはちょっと危機管理マニュアルみたいなものとしてやはり作っておく必要があるかなと思うんですよね。意外とやりがちなんですよ、やはり、今の教育長の高いところの話でも。高いところの電球って必ず、身近にきつとお話を聞いたことがある方も多いと思うんだけど、落ちるんですよ、本当にあれ。あとは脚立、片方が土にめり込んでそこから落ちると、そういうのってよく聞く話なので、そういうのも含めてやはり、気持ちでやろうとして、それはいいことなんだけど、やはり危険を感じたらやめるとか、管理職であればやらせないとかしないと駄目ですよ。

教育長

結城小学校の150周年式典の時に、体育館の側面に宮本貴奈さんのあの幕があったじゃないですか。あれ、誰がどうやってかけたのかなって、あの高いところに。あれ、もっと下でもいいよなと思って、かなり上だったじゃないですか。あれ、危ないなと。看板かけは危ないんですよ。

中村委員

関係ないんだけど、ちょっと気がついたので、体育館が暗かったので上を見たんですよ。あれ、意図的に消してあるのかどうか分からないんですが、あの水銀灯、赤くて白くならない、電圧がかからないような状態のものを含めて10個はないですね。

教育長

3月の卒業式の前には取り替えてもらえるようにはしているはずなんで

すけれども。

中村委員
教育長

あれを取り替えるのは、幾らなんでも職員はやらないよね。
業者ですね。

中村委員

あれ、業者でやぐらを持ってないときっとあれ。ちょっと余計な話かもしれないです。

教育長

そうですね。本当に危ないところはもうやらないほうがいい。子供も平気で窓拭き、2階とか3階で体を廊下の後ろ、こっちのほうに乗り出して、これを見ていて絶対やらせちゃいけないなと思って、やはりついていなきゃいけないと。何が起こるか分からないと、そんなことを感じました。

中村委員

一時それはやらないようにしたはずじゃなかったかな。きっと前に、私が現役の頃に、教育委員会からおふれが出て、やらせるんじゃないというのがあったような気がしていますよね。

教育長

もう一度、周知徹底していきたいと思います。
ありがとうございました。
では、報告第16号については終了いたします。

◎報告第17号 常総市立水海道中学校夜間学級の運営等に関する「覚書」について

教育長

次に、報告第17号 常総市立水海道中学校夜間学級の運営等に関する「覚書」について、事務局、お願いします。

学務係長

資料5ページをご覧ください。

報告第17号 常総市立水海道中学校夜間学級の運営等に関する「覚書」について。

上記のことについて、下記のとおり報告する。

令和4年11月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

続きまして、資料6ページをご覧ください。

こちらが覚書について、常総市から結城市へ届いた通知になります。

今回の覚書を締結することになった経緯ですが、夜間学級への入学を希望する結城市在住の方が出てきたため、その入学手続等や教育に係る負担金の支払いについて、結城市教育委員会が窓口となり、負担等も受け持つこととなります。そこで今回、常総市と各教育委員会が確認・誓約することとなっているため、締結するものでございます。

また、生徒が在籍中は、毎年、協定書を締結することとなっております。その内容につきましては、所定の算出方法から年間の負担額がこれぐらいになりますよ、それを請求しますよというのが記載されたものになります。

資料7ページ、こちらが今回締結いたしました覚書になってございます。

まだ1人当たりの負担額は確定しておりません。見込みで聞いているのは大体9万円ぐらいかなということで、実際の負担金の支払いにつきましては、令和5年度入学した方については、令和6年度に、その生徒の出席

実績等に応じて再計算され、請求、支払いという形になります。

説明は以上となります。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの件について、ご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

この水海道の夜間中学というのは、今現在、運営されているのであれば、今の運営状況、それから利用者が、どういう生徒さんが利用されているのか、もしお分かりでしたらちょっとお聞かせいただきたいんですが。

教育長

事務局、お願いします。

学務係長

こちら水海道中学校につきましては、令和2年度から茨城県で初の夜間学級設置ということで開始しております。今現在36人の生徒が在籍しております。主に常総市や坂東市、近隣の生徒さんが多いということで聞いております。

やはりこちら夜間中学校の趣旨が、様々な理由によりまして義務教育を修了できなかった人、卒業はしたが学びが足りなかった人などを対象としていますので、不登校になった方や高齢者でも、もう一回中学校で勉強したい、また、外国籍の方で学ぶ機会を逸してしまったというようなことで、主には外国籍の方がメインだというふうに聞いております。

岩崎委員

ありがとうございます。

教育長

ほか、いかがですか。

中村委員

今のに関連して。この覚書についての通知でいいのかな、これは結城市だけじゃなく、各市町村に送られたということですかね。というか、結城市に対象者がいるということではなくて、全体的に送られているということ。

教育長

事務局。

学務係長

こちらの覚書につきましては、初めてその市に住んでいる方から希望があったときに、一番最初のときに締結するものとなっております。今回、結城市で初めて来年度、入学希望者が2人いるということで、先月夜間学級の協議会に参加しまして、概要等の説明を聞いてきたところでございます。

中村委員

続いていいですか。その2人という、差し支えなければ、それは対象になっている方は外国人ですか。

学務係長

そうですね。日系の方とやはり外国籍の方ということで聞いております。

中村委員

恐らく在籍している生徒等については、まず大体、特別問題なければみんな卒業認定はされているので、卒業はしているから対象にならないなど思ったので。外国の方は何かの、日本の学校を卒業しているというその資格というかあると、かなり有利に、たとえ母国でもはたらくということらしいので、分かりました。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

この市に対する費用の負担、経費とかの負担がその覚書でということな

んですが、これというのは、例えば年齢的に中学生の年齢の人までが対象なのか、それともそれを超えた方であっても、中学のそういう勉強というかあれを学びたいというのであれば、それも対象になるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

教育長

事務局、分かりますか。

学務係長

こちらは年齢の制限はございませんで、やはり居住者から希望があれば、それに対して応分負担を、教育委員会のほうで負担するというふうになっております。

岩崎委員

こちらに居住している人が見つかったということで、相当向学心というか、ある方なんでしょうね。

教育長

この前も11月5日に小山市で夜間中学フォーラムというのがあって、私と副市長と、ちょっと、行きますかということで行って聞かせてもらったんですね。とにかく国では、47都道府県に必ず最低1校は夜間中学校を作るようにしてくださいということで、栃木県はできていないんですよ。栃木県にあるのは、宇都宮市と小山市に夜間中学がある。正式に言いますと、夜間中学校というのは、公立の水海道中学校みたいな、あれが夜間中学校ということで、夜間中学というのは、自主夜間中学校というのがあるんですね、ボランティアによって成り立っているところ。だから、小山市と宇都宮市というのは、ボランティアで1日2時間ぐらい夜間中学ということで教えているので、夜間中学と夜間中学校はまず違うんだということが、ああ、なるほどなということで。

先月の中村委員さんからお話しがでた不登校の子は全部卒業させちゃうのかと。卒業させないで、お前は不登校だから中学校2年生をもう一回やれと、そういうのを原級留置ということで留め置くこともできる、これは教育委員会の権限ではなくて、校長の権限なんですね。だから、校長が、でも、課題をやっているから進級させて卒業させましょうと、大体それなんです。何でそうなっちゃうかといったら、原級留置しても義務教育はもう15歳で終わっちゃうんです。だから、それ以上はもう何でもお金は払わなきゃいけないですよとか、そういうのも何もないですよということなので、それだとそれが不利になるので、校長の判断として何か課題をあげて、作文でも書かせて卒業させるというのが多分、どこも一般的なところで、原級留置というのは、そういう制度はあるけれども、やっていないというのが現実だと思うんです。

2016年に、この前こういうのを聞いて、2016年に教育機会確保法ということで、そういう法律ができて、とにかくどういう人たちにも教育の機会を確保する、だから、それは何かといったら、学び直し。不登校、外国人、2015年までは学び直して駄目だったみたいですね。公立の夜間中学校には行けなかったらしいんです、もう卒業しているから。卒業している人は、日本人でも何でも、もうそれは2回やることになるから駄目ですよということで。それはおかしいだろうということで、2016年

に教育機会確保法というので学び直しが認められたと。そういう経緯があるらしいんです。

なので、この中村委員さんがこの前言った、じゃ、不登校の子が卒業しちゃったのはどうするかと。正式に「形式卒業者」という言葉があるらしいです。形式的にとにかく不登校でも何でも卒業させちゃう。形式卒業者は、本当は2016年までは夜間中学校の学び直しは駄目だったんだけど、それがよくなったと。だから、日本人もその夜間中学校で学んでいる人が結構出てきていると。夜間中学校で学びたければ、結局、夜間中学校というのは誰でも、来年2人行くということですからけれども、外国人でも何でもこれは学びたければ全然大丈夫ですよということ言われていて、結局、学ぶ権利というのは人権につながるんだと。人権問題なんだよということで、そちらのほうで学び直しは誰でも、教育の機会は確保しなければいけないと。だから、夜間中学校というのは、人権問題に関わってくるような、そういう組織なんだよということ言っていましたね。形式卒業者もオーケーだという。

ちなみに、全国に夜間中学校は40校あるらしいんですけれども、1番多いのが中国人で、2番目が日本人らしい。3番目はどこですかと前川喜平さんという文科省の元事務次官が言って、みんなブラジル、インド、韓国、と言っていたんですが、ネパールだと言うんですね。えっと思ったんです。ネパール人って結構多いみたいですね、日本で学び直ししているのが。

だから、そんなところで栃木県でも、その自主夜間中学を併せて、その人たちに合うような夜間中学校をということで動いているんだけど、意外と県のほうがそれを許可していないんだという。だから、茨城なんかは、そういうところは先進的でやってくれてよかったんですけれどもなんていうことを言っていました。ちょっと聞いてきたこと、以上です。

中村委員

今のお話の中から、栃木というか小山に夜間中学としてボランティアが運営しているという、これは前からあったと思うんですね。これは自分で経験したことなだけども、いわゆる不登校のお子さんって親御さんが結構勉強していて、アメリカの制度化されていたホームスクールというのをかなり気にしていたらしくて、その小山か宇都宮かどちらか分からないんですが、そちらに通って、それを認めてくれないかという。特別、今は分からないんですけれども、中学校としては検討中のようなお話だったんだけど、今の時点で小山の夜間中学へ特別に行かせて教育課程の履修にちゃんとカウントしてくれるという、それは全然ないんですか。

教育長

ないです。

中村委員

いわゆる私塾みたいなものだと思いますかね。

教育長

そうです、そうです。

中村委員

だから、そういったところの情報がやはり、安易に親御さんがそれを聞きつけて、自分の解釈で子供を教育しているからいいですよという、特別あ

なたたち公教育は必要ありませんみたいな、そういうことを言われるんですよね。それは実際にさっきの話の中の卒業認定とかそういうことに直接関係あるんだけれども、それがたくさんあると学校教育が崩壊してしまうということにもつながりかねないんですよね。非認可のそういった夜間中学がどんどん大きくなって行って、優良な実績を残しちゃうと。だから、その栃木県は何でそういったものが認識されているのに中学校を立ち上げないのか、ちょっと不思議に思いますがね。茨城県よりもっと早めに、夜間中学校の設置に向けて動き出してもいいかなという感じは、今ちょっと話を聞いていて思ったんだけれども。

教育長

小山市は外国人が7,000人、結城市は2,300人、さすが小山市は7,000人で多いなと思うんですけれども、人口比率にしたら同じぐらいなんですよね。だから、何が言いたいかといったら、結城一高の外国人枠が去年からできて、去年はまだちょっと足りなかったんですけれども、あれは認知不足というか、小山とかあっちのほうが何だそういうのがあるのかと知ったら、今後、外国人がいっぱい結城一高に来るんじゃないかと思うんですよね。

ちょうどこの前、中村委員さんが言っていた形式卒業者についてもちょっと触れたものですから、ちょっとお話しさせていただきました。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長

ありがとうございました。では、ほかになれば、この報告第17号については終了いたします。

ありがとうございました。では、そのほかについて何かございましたらお願いします。

学務係長

今後の予定についてご説明いたします。

来月12月定例会につきましては、12月26日月曜日、同じくこちら大会議室1で午後1時半から行います。翌1月につきましても、1月25日、大会議室1、午後1時半から行う予定でございますので、よろしくお願いたします。

教育長

ほか、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

では、以上で教育委員会11月定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後2時30分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員